

## 滋賀県障害者社会参加推進協議会設置運営要綱

### (目的)

第1条 滋賀県障害者社会参加推進センター運営事業実施要綱（平成10年4月1日滋障第 1473号、以下「実施要綱」という。）に基づき社会参加推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、各種の障害者の要望と総意に基づく社会参加促進施策の体系的、効果・効率的な推進を図ることを目的とする。

### (事業)

第2条 この協議会は実施要綱第5条に掲げる事業の実施に関する企画、立案等を行うとともに、事業の実施にあたり必要な協力を行うものとする。

### (構成)

第3条 この協議会は、次の委員をもって構成する。

- ① 滋賀県身体障害者福祉協会から推薦のあった者
- ② 滋賀県視覚障害者福祉協会から推薦のあった者
- ③ 滋賀県ろうあ協会から推薦のあった者
- ④ 滋賀県障害児協会から推薦のあった者
- ⑤ 滋賀県脊髄損傷者協会から推薦のあった者
- ⑥ 滋賀県中途失聴難聴者協会から推薦のあった者
- ⑦ 滋賀県障害者スポーツ協会から推薦のあった者
- ⑧ 滋賀県腎臓病患者福祉協会から推薦のあった者
- ⑨ 日本オストミー協会滋賀県支部から推薦のあった者
- ⑩ 滋賀湖声会から推薦のあった者
- ⑪ 滋賀県社会福祉協議会から推薦のあった者
- ⑫ 滋賀県障害児者と父母の会連合会から推薦のあった者
- ⑬ 滋賀県聴覚障害者福祉協会から推薦のあった者
- ⑭ 滋賀県手をつなぐ育成会から推薦のあった者
- ⑮ 滋賀県精神障害者家族会連合会から推薦のあった者
- ⑯ 滋賀県精神保健福祉協会から推薦のあった者
- ⑰ 滋賀県断酒同友会から推薦のあった者
- ⑱ 滋賀県難病連絡協議会から推薦のあった者
- ⑲ 滋賀県脳卒中者友の会淡海の会から推薦のあった者
- ⑳ JDDnet 滋賀から推薦のあった者
- ㉑ 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課の職員

(運営)

第4条 この協議会には、次の役員を置く。

①会長 1名

②副会長 1名

2 会長および副会長は、委員の互選による。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 「協議会」の会議は、会長が必要に応じ招集する。

2 議長は、会長があたる。

(事務局)

第6条 「協議会」の事務局は、滋賀県障害者社会参加推進センター（滋賀県身体障害者福祉協会）に置く。

2 この「協議会」の事務は、滋賀県障害者社会参加推進センター（滋賀県身体障害者福祉協会）の職員が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか「協議会」の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成18年4月3日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年7月5日から施行する。

付 則

この要綱は平成26年8月6日から施行する。

付 則

この要綱は平成27年7月16日から施行する。